

《お詫び》

今年に入り、本市職員の不祥事が続いたことを市民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

1件目は、令和2年3月17日午後10時頃、本市職員が路上で見知らぬ男性の頭部を殴打し怪我を負わせ、現行犯逮捕された事案です。当該職員は、令和2年5月1日付けで、停職1月の懲戒処分となりました。

2件目は、令和2年3月23日午後8時半頃、本市職員が他人の敷地に侵入し、ドアを壊したとして令和2年5月13日、住居侵入及び建造物損壊容疑で逮捕された事案です。当該職員は、令和2年6月12日付けで、停職4月の懲戒処分となりました。

3件目は、市内の小学校に勤務する会計年度任用職員の給食費横領事案です。当該職員は、本日懲戒免職処分となりました。

職員の綱紀肅正及び服務規律の確保については、公務内外を問わず、市民全体の奉仕者であることを自覚するよう、常に職員に対して伝えてきたことでもあります。それにもかかわらず、度重なる不祥事が起きているということは、当該職員の倫理規範意識の欠如からくるもので、誠に遺憾に思います。

公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために職務に専念しなければならない責務を負っています。今回の不祥事を受け、改めて会計年度任用職員を含む全職員に対し、倫理規範意識の再確認を早急に行う必要があると感じております。また、職場において、管理職が中心となって、高い倫理意識の確立を組織的に構築していけるような体制づくり、職場環境の整備を実施していく所存であります。

今後このようなことが起こらないよう、再発防止に全庁をあげて取り組んでまいります。

令和2年6月30日

石垣市長 中山 義隆